

●香川県告示第71号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(所の出納員が行う支出負担行為の確認)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1) 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">報酬</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td><u>新旅費システムにより計算された旅費の支出</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 略</p>	報酬	略	共済費	略	略		旅費	<u>新旅費システムにより計算された旅費の支出</u>	略		<p>(所の出納員が行う支出負担行為の確認)</p> <p>第20条 規則別表第2所の出納員（県外出納員を除く。）の項に規定する別に定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる節の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支出に係る支出負担行為の確認</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">報酬</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td><u>賃金、報酬等計算システムにより計算された給料の支出</u></td> </tr> <tr> <td>職員手当等</td> <td><u>賃金、報酬等計算システムにより計算された職員手当等の支出</u></td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td><u>旅費管理システムにより計算された旅費の支出</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 略</p>	報酬	略	給料	<u>賃金、報酬等計算システムにより計算された給料の支出</u>	職員手当等	<u>賃金、報酬等計算システムにより計算された職員手当等の支出</u>	共済費	略	略		旅費	<u>旅費管理システムにより計算された旅費の支出</u>	略	
報酬	略																								
共済費	略																								
略																									
旅費	<u>新旅費システムにより計算された旅費の支出</u>																								
略																									
報酬	略																								
給料	<u>賃金、報酬等計算システムにより計算された給料の支出</u>																								
職員手当等	<u>賃金、報酬等計算システムにより計算された職員手当等の支出</u>																								
共済費	略																								
略																									
旅費	<u>旅費管理システムにより計算された旅費の支出</u>																								
略																									

第4号様式 (第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

執行伺兼支出命令書 (受入伺書)

決 裁							起案者	
							TEL	
課・所			支出命令番号			起案年月日		
						年 月 日		
所 属			登 録 者					
標 題 (支払内容)								
年 度 現・繰 予算計上課 再配当受課 会 計 款 項 目 事 業 節 細 節 経費名1	支出負担行為及び支出命令額							
	控 除 額		円					
	差 引 支 払 額		円					
	配当 (令達) 予算残額		円					
	請求年月日		年 月 日					
支払予定年月日		年 月 日						
取扱金融機関								
債権者								
支出区分			資金管理番号					
内容								
記号及び番号	分類記号	保存期間	決 裁		文 書 審 査		施行上の注意	
第 号		年	年 月 日	文書審査 主管課	主務課			
案 例文番号	受 信 者	発 信 者	添付書類	通 数	文書日付	校 合	公 印	発 送
1								
2								
支 払 決 定								
審査登録済印		支 払 済 印						

備考 1 複数の科目に係る支出負担行為をしようとするとき、又は同一科目で複数の債権者に係る支出負担行為をしようとするときは、それぞれ科目又は債権者の内訳書を添付すること。
2 支出命令額に控除額があるときは、控除額の内訳書を添付すること。

第4号様式 (第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

執行伺兼支出命令書 (受入伺書)

決 裁							起案者	
							TEL	
課・所			支出命令番号			起案年月日		
						年 月 日		
標 題								
年 度 現・繰 会 計 款 項 目 節 細 節 事 業 経 費 名	支出負担行為及び支出命令額							
	控 除 額		円					
	差 引 支 払 額		円					
	配当 (令達) 予算残額		円					
	請求年月日		年 月 日					
支払予定年月日		年 月 日						
取扱金融機関								
予算計上課								
債権者								
支出区分			資金管理番号					
内容								
記号及び番号	分類記号	保存期間	決 裁		文 書 審 査		施行上の注意	
第 号		年	年 月 日	文書審査 主管課	主務課			
案 例文番号	受 信 者	発 信 者	添付書類	通 数	文書日付	校 合	公 印	発 送
1								
2								
支 払 決 定								
審査登録済印		支 払 済 印						

備考 1 複数の科目に係る支出負担行為をしようとするとき、又は同一科目で複数の債権者に係る支出負担行為をしようとするときは、それぞれ科目又は債権者の内訳書を添付すること。
2 支出命令額に控除額があるときは、控除額の内訳書を添付すること。

第5号様式 (第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

支出命令書 (受入何書)

決 裁							起案者	
							TEL	
課・所			支出命令番号		起案年月日			
					年 月 日			
					決裁年月日			
					年 月 日			
所 属			登 録 者					
標 題 (支払内容)								
年 度 現・繰 予算計上課 再配当受課 会 計 款 項 目 事 業 節 節 経費名 1	支出命令額		円					
	控 除 額		円					
	差引支払額		円					
	未 払 額		円					
	請求年月日		年 月 日		取扱金融機関			
支払予定年月日		年 月 日						
債権者								
支出区分			資金管理番号					
支出命令の経過	番号	起案年月日	支払済年月日	金額	円	累計	円	
支払決定								
審査登録済印			支払済印					

- 備考 1 複数の科目に係る支出の命令をしようとするとき、又は同一科目で複数の債権者に係る支出の命令をしようとするときは、それぞれ科目又は債権者の内訳書を添付すること。
- 2 支出命令額に控除額があるときは、控除額の内訳書を添付すること。

第5号様式 (第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

支出命令書 (受入何書)

決 裁							起案者	
							TEL	
課・所			支出命令番号		起案年月日			
					年 月 日			
					決裁年月日			
					年 月 日			
標 題								
年 度 現・繰 会 計 款 項 目 節 節 事業 経費名	支出命令額		円					
	控除額		円					
	差引支払額		円					
	未払額		円					
	請求年月日		年 月 日		取扱金融機関			
支払予定年月日		年 月 日						
債権者								
支出区分			資金管理番号					
支出命令の経過	番号	起案年月日	支払済年月日	金額	円	累計	円	
支払決定								
審査登録済印			支払済印					

- 備考 1 複数の科目に係る支出の命令をしようとするとき、又は同一科目で複数の債権者に係る支出の命令をしようとするときは、それぞれ科目又は債権者の内訳書を添付すること。
- 2 支出命令額に控除額があるときは、控除額の内訳書を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の香川県会計事務処理要綱の規定は、平成23年度の歳出から適用し、平成22年度までの歳出については、なお従前の例による。

3 改正前の香川県会計事務処理要綱に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。